

## まちづくり推進課

- 新規評価箇所検討一覧表（BBB 評価以上）…P1
- 新規事業概要
  - ・ 街路事業 …P2～3
- 公共事業新規評価調書（整備系） …P4～ P5

番号	種別	事業区分	事業名	箇所名等 (路河川・地区名)	施工箇所			事業概要	評価			判断	総事業費 (百万円)	公・単	完成 予定 年度	重要施策との関連性 (他事業との関連含む)	新規評価に至った経緯
					市町名	旧市町 名	町・大 字等		位置 づけ	必要 性・ 効果	実 施 環 境						
1	街路	生活関連	街路整備 交付金事業 (社会資本整 備総合交付 金)	井手西葉線	鹿島市	-	高津原	街路整備 L=420m W=20.0m	A	B	B	II	1,900	公	H33	県の都市計画マスタープランに位置づけられている。	前後の工区については整備が完了しており、地元住民から早期整備の要望があった。また、鹿島市が進めるまちづくり（鹿島市まちづくり構想）との相乗的効果が見込まれるため。

# 街路整備事業

県土づくり本部 まちづくり推進課

1

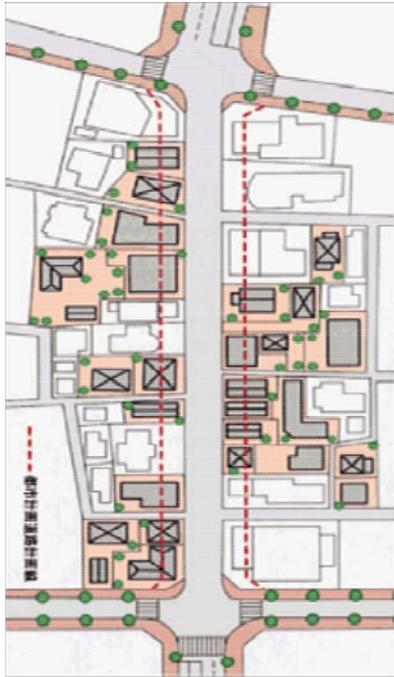
## 街路整備事業とは...

### 事業の目的

- 街路整備事業は、計画的なまちづくりを行うために定められた都市計画道路の内、主として市街地とこれに隣接する地域において行うもので、活力ある都市づくり、安全で安心できる市街地の形成を目的としている。
- 街路の機能としては、
  - ①交通処理や沿道利用としての機能
  - ②通風や採光、緑化、オープンスペース等住環境を形成する機能
  - ③避難路や緊急輸送道路、災害遮断等の都市防災機能
  - ④電気、電話、上下水道、ガス等の公共施設の収容機能
  - ⑤街区の形成等市街化の誘導機能等、様々な機能がある。
- 事業の内容としては、既存の道路を拡幅したり、規定幅員の車道や停車帯の確保、幅の広い歩道整備、植樹や照明灯の設置、景観に配慮した歩道のグレードアップや無電柱化等を行っている。

2

# 街路整備(道路拡幅)イメージ図



整備前



整備後

イメージ図出展:愛知県都市整備課HP

# 街路整備事業実施例(唐津市)

整備前



整備後



## 整備内容

- 右折レーンや停車帯の確保
- インターロッキングによる幅広歩道
- 街路樹や街路灯の整備
- 無電柱化
- 点字ブロック等UDへの対応

## 公共事業新規評価調書(整備系)

本部名 部名	県土づくり本部	記入	まちづくり推進課	課長	杉野 朗
		責任者	杵藤土木事務所	所長	田久保 松美

事業 区分	街路事業 (生活関連事業)	事業名	地区名等	総事業費	1,900百万円
		街路整備交付金事業 (社会資本整備交付金 事業)	都市計画道路 井手西葉線		
事業地			着工予定年度	完成予定年度	
鹿島市高津原			平成27年度	平成33年度	
事業目的			事業内容		
<p>当該路線は、鹿島市を南北に縦断し、「中心市街地エリア」と鹿島市役所を中心とした「中川エリア」を結ぶ幹線道路である。しかし、自転車歩行者道が設置されておらず、通勤・通学時間帯の自動車、自転車、歩行者の錯綜による交通渋滞、歩行者等の安全対策が課題となっている。当該路線の整備により交通渋滞を解消し、歩行者等の安全を確保することで、「鹿島市まちづくり推進構想」で掲げられている公的施設の再整備・再配置において核となる両エリアのアクセス性向上並びに都市の魅力向上による地域活性化を図る。</p>			<p>事業延長 L=420m 道路規格 第4種第2級 道路幅員 W=9.0(20.0)m 歩道幅員 W=4.5m×2 用地買収 A=3,000㎡ 家屋補償 n=27戸</p>		
評価の視点	評価内容				評価
(1)位置づけ	・県土づくり本部戦略(快適に暮らせる「まち」づくり) (10点)				A (80点)
	・都市計画マスタープラン(県の都市計画マスタープランに位置付けられている:(都)井手西葉線) (40点)				
	・都市計画道路の種類(幹線街路) (10点)				
	・地域の課題への貢献度(医療保険・福祉・教育施設等の公益施設に関連する道路) (20点)				
(2)必要性・効果	・費用対効果(B/C) (1.4)[1.0以上~2.0未満] (30点)				B (60点)
	・歩行者・自転車等の交通量 (450台/日) [歩行者500人/日未満、かつ自転車500台/日未満] (0点)				
	・歩行者・自転車道の設置状況(設置されていない) (10点)				
	・幅広歩道自転車道の整備(3m以上~6m未満で整備する) (10点)				
	・電線類地中化等計画(地下埋設物(上下水道等)計画あり) (10点)				
(3)実施環境	・県民・市民との協働(要望に配慮した事業) (20点)				B (60点)
	・まちづくりへの取り組み状況 (まちづくりのイメージが策定されている) (20点)				
	・地元関係者等の合意形成状況 (事業化に対する認識が高い) (20点)				

評価	ABB	条件等
判断	II	
	事業を実施	

## 定性評価調書

### ○自然環境保全

内 容

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

### ○生活環境対策

内 容
<b>【以下、記入例】</b> 大気汚染について配慮している事項(排ガス対策型機械の使用) リサイクルに配慮している事項(建設副産物の適正処理、再生材の使用) バリアフリーに配慮している事項(透水性歩道舗装の採用、点字ブロックの設置、スロープ状(0cm～2cm)縁石の設置)

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

### ○コスト縮減策

内 容
<b>【以下、記入例】</b> 現場発生材やクラッシャーラン等再生材の有効利用 コンクリート二次製品の有効利用による工期の縮減

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

### ○その他

内 容

※ 特に記述することがあれば記載。